

# 飯能市土地区画整理事業ニュース

平成 22 年 1 2 月 1 日号  
(岩沢北部・岩沢南部地区合併号)

権利者の皆様におかれましては、日頃より市政及び土地区画整理事業に対し多大なるご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

今回の土地区画整理事業ニュースでは、事業の進捗状況や今後の予定についてお知らせいたします。

## 土地区画整理審議会を開催しました

### 《岩沢北部地区》

- 日 時 平成 22 年 8 月 27 日 (金)
- 主な内容
- ①審議会会長と会長職務代理を決定しました。  
会長 青木 延和【学識経験委員】  
代理 町田 昇【学識経験委員】
  - ②評価員の選任について同意をいただきました。  
井上 孝治【市資産税課長】
  - ③仮換地(案)個別説明会の結果を報告し、一部の修正案について、ご了解いただきました。

- 日 時 平成 22 年 10 月 14 日 (木)
- 主な内容
- ①仮換地(案)について了解をいただきました。
  - ②特別宅地と保留地について諮問し、答申をいただきました。
  - ③仮換地指定について諮問し、答申をいただきました。

### 《岩沢南部地区》

- 日 時 平成 22 年 9 月 29 日 (水)
- 主な内容
- ①評価員の選任について同意をいただきました。  
井上 孝治【市資産税課長】
  - ②仮換地(案)個別説明会の結果を報告し、一部の修正案について、ご了解いただきました。

- 日 時 平成 22 年 11 月 22 日 (月)
- 主な内容
- ①仮換地(案)について了解をいただきました。
  - ②特別宅地と保留地について諮問し、答申をいただきました。
  - ③仮換地指定について諮問し、答申をいただきました。



## 一部の区域を仮換地指定します

岩沢北部・岩沢南部ともに、地区の一部について仮換地の指定を行い、下水道工事の早期布設を考慮した事業を展開します。

仮換地の指定が行われますと、移転対象となる物件等の調査及び補償交渉を進めてまいります。

## 下水道工事にご協力ください

今年度、下記のとおり下水道工事を実施いたします。

工事中は何かとご不便をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願いします。

### 《岩沢北部地区》

白鬚神社西側付近の工事を行います。現道に下水道管を埋設するため、車両等は通行止めになりますので迂回にご協力をお願いします。六道の竹むらそば屋東通りから白鬚神社方面に行かれる方は、迂回されますようご協力をお願いします。

### 《岩沢南部地区》

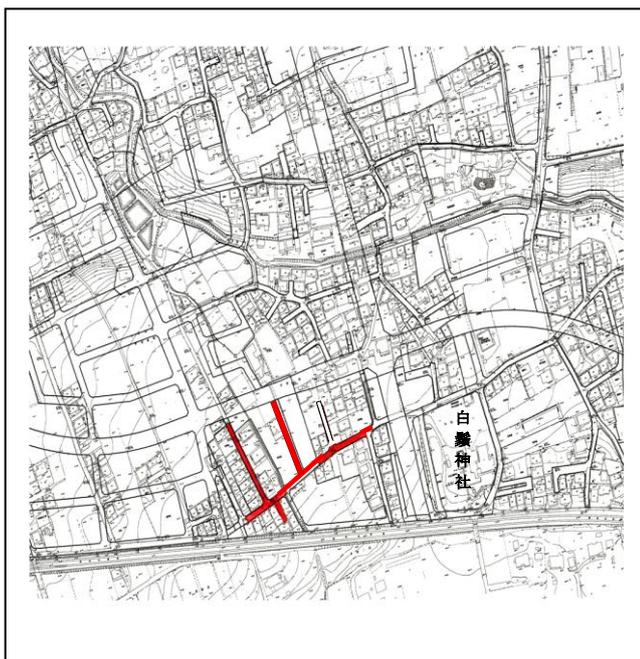
市営住宅前原団地東通りと白鳥幼稚園東側の2箇所の工事を実施します。工事中は通行止めとなりますので迂回にご協力をお願いします。

下水道工事に関する問合せ先

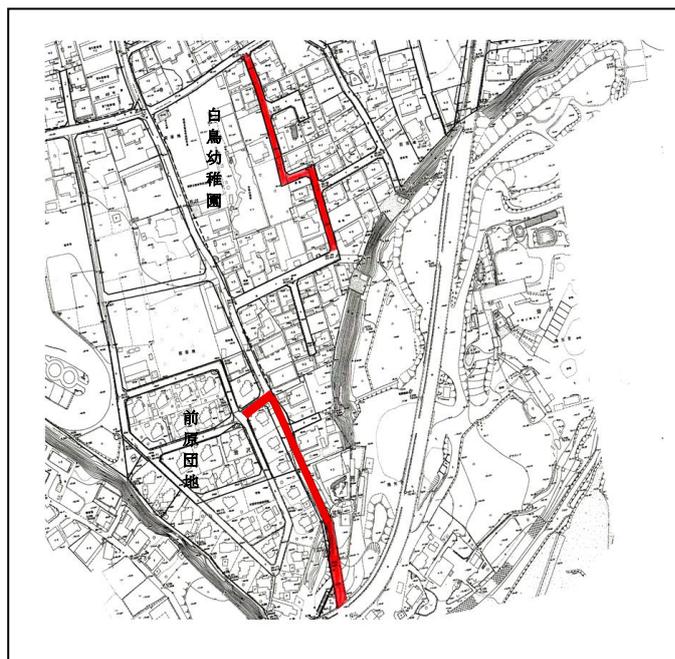
下水道課 整備担当

TEL042(973)2111 内線204

《岩沢北部地区》



《岩沢南部地区》



## その他の事業状況等について

### 《区画整理継続区域》

#### 【調査・測量】

継続区域、除外区域の施行地区界の立会いを行ってきましたが、皆様にご協力いただき、概ね終了することができました。

地区界立会い終了後は、区画道路線形等の調査、測量を実施します。委託業者が皆様の土地に立ち入る場合がございますが、引き続きご協力をお願いします。

#### 【換地設計】

上記の測量成果に基づき、仮換地(案)について、より詳細な設計を行います。この設計により、基準地積、換地地積、減歩率、清算指数が確定します。

### 《除外区域》

#### 【市営住宅前原団地東通り】

幅員6mの計画道路にかかる工作物や立木等の調査を実施しています。今後、工作物等の補償と用地取得を行い、道路整備や下水道工事を進めていきます。

この路線以外につきましても、随時、既存道路境界の立会いや測量を進めてまいります。

#### 【阿岩橋】

阿岩橋の架替工事につきましては、右岸側（阿須側）の橋台と橋脚のそれぞれ1基が完成しておりましたが、河川増水期のため工事を一時中断していました。現在、濁水期に入ったため、工事を再開しています。

今年度中に左岸側（岩沢側）の橋台と橋脚それぞれ1基の工事を完成させ、その後、上部工事に移行します。平成24年度の供用開始に向け、鋭意努力してまいります。



右岸(阿須側)



左岸(岩沢側)の下部工事

## 土地区画整理事務所からのお願い

### ○きれいな街を守るためにご協力ください

最近、飯能市の山間部ばかりではなく、区画整理事業地内においても不法投棄が行われています。年末を控え、このような行為がさらに増えることが予想されます。怪しい車両等を見かけましたら、警察に連絡をお願いします。

### ○建築行為等（開発行為）を行う際はご注意願います

#### ☆区画整理継続区域☆

土地区画整理事業の施行区域内において建築行為（開発行為）やブロック塀やフェンス等、工作物の設置をしようとする場合は、土地区画整理法第76条の許可申請が必要となります。建築行為等をご検討されている方は、必ず計画を具体化する前に土地区画整理事務所にご相談下さい。

#### ☆区画整理除外区域☆

土地区画整理事業から除外された区域で建築行為等を行う場合は、地区計画による制限を受けることとなります。また、都市計画道路予定地での建築行為等についても、都市計画法に基づく建築制限を受けることとなります。建築等をご検討されている方は、必ず計画を具体化する前に土地区画整理事務所または都市計画課にご相談下さい。

### ○権利異動の届出のお願い

区画整理区域内の土地の権利に関し、異動（所有権移転、住所変更等）がありましたら土地区画整理事務所まで届出をお願いします。

## 保留地（宅地） 公売のお知らせ

笠縫区内で保留地（宅地）を公売しています。土地をお探しの方には必見です。詳しくは区画整理事務所までお問い合わせください。



編集発行	飯能市土地区画整理事務所
住 所	飯能市大字笠縫1 1 2-1
電 話	042(973)8682
Eメール	kukaku@city.hanno.saitama.jp